

平成二十七年三月二十日受領  
答弁第一二一九号

内閣衆質一八九第一二九号

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町村 信 孝 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球王国の歴史的事実と認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出琉球王国の歴史的事実と認識に関する再質問に対する答弁書

一及び四について

国際約束とは、条約等国際法上の主体の間において締結され、国際法によって規律される国際的な合意であり、お尋ねの「日米和親条約」及び「日米修好通商条約」は、かかる意味において、我が国とアメリカ合衆国との間で締結された国際約束であると考えている。その上で、かかる意味における国際約束を我が国が「締結できるようになった」時期及び我が国として最初に締結した国際約束については、「日米和親条約」が調印された千八百五十四年三月より前の時期について十分な資料がないため、確定的にお答えすることは困難であるが、一般的には、「日米和親条約」が我が国として締結した最初の国際約束として認識されているものと承知している。

二について

お尋ねの「政府」及び「国家」について、明治政府は「国家」たる日本国の「政府」であったと理解している。また、お尋ねの「幕府」については、その意味するところは文脈等にもよるものであるため、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十七年三月六日内閣衆質一八九第九七号）二、三及び八についてでお答えしたとおりである。